

保育料審議会の運営について（案）

1 会議の公開について

審議会は原則として公開とします。ただし、非公開とすべき正当な理由があると認められるときは、この限りではありません。

※ 会議の開催予定は、ホームページ等市の広報媒体により周知します。

2 議事要録について

審議会の各回終了後、事務局で議事要録の案を作成し、各委員に確認をいただきます。確認が終わった議事録については、市のホームページ等で公開します。公開する議事要録については、発言者が委員または事務局かが分かるような記載とし、氏名までは公表しません。

3 配布資料の公開について

審議会で配布した資料については、原則、議事要録と併せて市のホームページ等で公開します。

4 審議会の日程・時間・場所について

審議会は原則、平日午後 6 時 30 分から 8 時まで、オンライン（ZOOM）及び市役所の会議室での開催とします。また、開催時間については委員の合意を得て延長することができます。

5 審議会の傍聴について

傍聴はオンライン（ZOOM）または市役所の会議室にて行うこととします。なお、写真、動画等の撮影、録音等は原則禁止とします。

6 答申のとりまとめについて

審議会は全 4 回とします。ただし、さらに審議が必要と委員が合意した場合、追加して開催できるものとします。審議は令和 4 年 10 月 31 日をもって終局するものとし、答申における最終的な字句の調整等については、正副会長に一任するものとします。